

# 作業主任者の選任について

～「名ばかり作業主任者」は事故の元！～

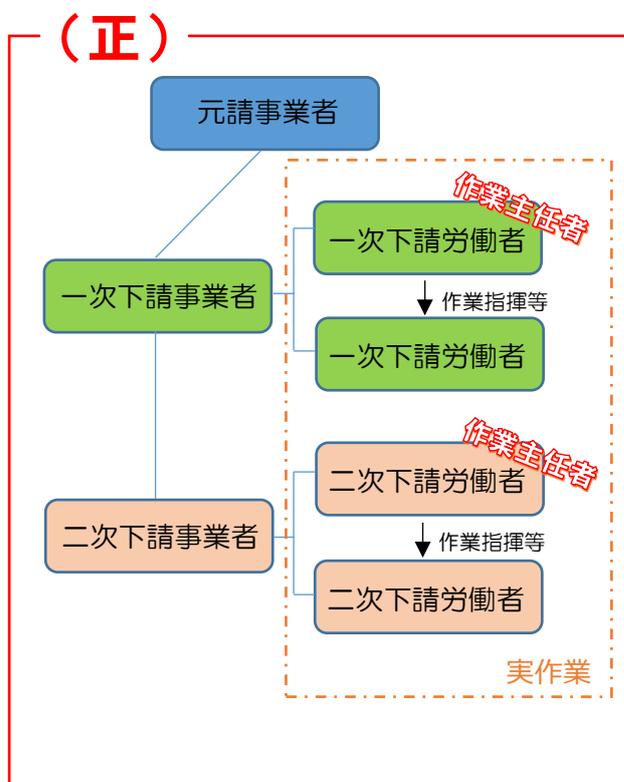
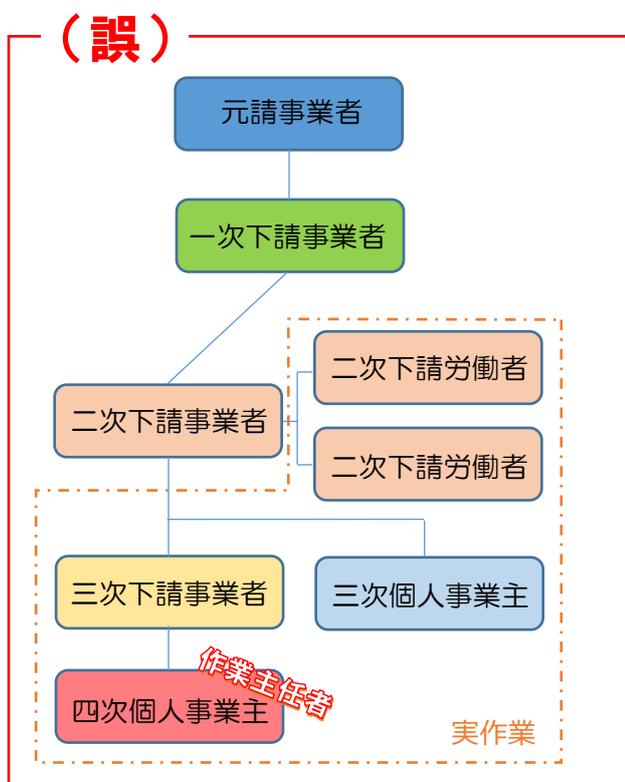
労働安全衛生法では、事業者は、労働災害を防止するために管理を必要とする作業で、法令により定められたものについて、作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮等を行わせなければならないと規定されています。（裏面参照）

例えば、足場の組み立て・解体工事を、自社の労働者数名と請負人である個人事業主で行う場合、**自社の労働者の中から選任しなければなりません。**

下記の例のように、請負人の個人事業主が経験豊富なベテラン作業員だからといって選任しても、自社の労働者から選任しなければ、法令上選任したことにはなりません。また、作業主任者は、その職務として労働者の指揮等を行うことになるため、派遣法に抵触するおそれがあります。

さらに、下記の誤りの例のような過度の重層請負は労働災害防止上の問題が生じやすくなります。

例) 足場（高さ5m以上）の解体作業



## 労働安全衛生法第14条

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

# 作業主任者一覧表

令6条 号別	規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業
1	高圧則10	高圧室内	免許	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業
2	安衛則314	ガス溶接	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業
3	安衛則513	林業架線	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集材・運材の作業 ①原動機定格出力7.5kwを超えるもの ②支間の斜距離の合計が350m以上のもの ③最大使用荷重が200kg以上のもの
4	ボイラー則24	ボイラー取扱	ボイラー 技士免許 等	ボイラー取扱業務（小型ボイラーを除く） ①特級＝伝熱面積合計500㎡以上（貫流のみは除く） ②1級以上＝伝熱面積合計25以上500㎡未満（貫流のみ500㎡以上） ③2級以上＝伝熱面積合計25㎡未満 ④技能講習以上＝令20条5号イからニまでのボイラー
5	電離則46	エックス線	免許	次の放射線業務（医療用又は波高値による定格管電圧が1,000KV以上のエックス線装置使用は除く） ①エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ②エックス線管若しくはケノトロン管のガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査の業務
5の2	電離則52の2	ガンマ線透過写真撮影	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業
6	安衛則129	木材加工用機械	技能講習	木材加工用機械（丸のご盤、帯のご盤、かんな盤、面取盤、ルーター）で合計5台以上（自動送材車式帯のご盤を含む場合は3台以上）を有する事業場において行う当該機械の作業
7	安衛則133	プレス機械	同上	動力プレス5台以上を有する事業場において行う当該機械による作業
8	安衛則297	乾燥設備	同上	次の乾燥設備による物の加熱乾燥の作業 ①乾燥設備内容積1㎡以上（令別表第1の危険物等に係るもの）のもの ②危険物等以外で、熱源に燃料又は電力使用するもの
8の2	安衛則321の3	コンクリート破砕器	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業
9	安衛則359	地山掘削	同上	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業 （技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工」）
10	安衛則374	土止め支保工	同上	土止め支保工の切りばり又は腹起しの取付け又は取り外しの作業 （技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工」）
10の2	安衛則383の2	ずい道等の掘削等	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立、ロックボルト取付、コンクリート等吹付作業
10の3	安衛則383の4	ずい道等の覆工	同上	ずい道等の覆工（ずい道型枠支保工の組立、移動、解体、組立・移動に伴うコンクリート打設）の作業
11	安衛則403	採石のための掘削	同上	掘削面の高さ2m以上となる採石法2条の岩石の採取のための掘削作業
12	安衛則428	はい	同上	高さ2m以上のはい付け、はい崩しの作業（荷役機械の運転者のみで行う作業は除く）
13	安衛則450	船内荷役	同上	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、船舶において荷を移動させる作業（500 t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く）
14	安衛則246	型枠支保工組立て等	同上	型枠支保工の組立て、解体の作業（建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く）
15	安衛則565	足場の組立て等	同上	つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立、解体、変更の作業
15の2	安衛則517の4	建築物等の鉄骨の組立て等	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立、解体、変更の作業
15の3	安衛則517の8	鋼橋架設等	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更の作業（高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る）
15の4	安衛則517の12	木造建築物の組立て等	同上	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地外壁下地の取付け作業
15の5	安衛則517の17	コンクリート造の工作物の解体等	同上	高さ5m以上のコンクリート造工作物の解体、破壊の作業
16	安衛則517の22	コンクリート橋架設等	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設、変更の作業（高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る）
17	ボイラー則62	第一種圧力容器取扱	※	第一種圧力容器の取扱作業
18	特化則27	特定化学物質	技能講習	令別表第3の特定化学物質（1類・2類・3類）の製造又は取扱の作業（試験研究の取扱業務は除く）
19	鉛則33	鉛作業	同上	令別表第4の1号から10号までの鉛業務（遠隔操作の場合は除く）に係る作業
20	四鉛則14	四アルキル鉛等	同上	令別表第5の1号から6号・8号の四アルキル鉛等業務に係る作業
21	酸欠則11	酸素欠乏危険（第1種）	同上	酸素欠乏危険場所（第二種酸素欠乏危険作業以外）における作業（第一種酸素欠乏危険作業）
		酸素欠乏危険（第2種）	同上	酸素欠乏危険場所のうち、令別表第6の3号の3、9号、12号における作業（第二種酸素欠乏危険作業）
22	有機則19	有機溶剤	同上	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の場所等で有機溶剤を製造し、又は取扱う業務で一定のもの
23	石綿則19	石綿	同上	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業

※化学設備にかかる場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習  
上記以外はボイラー技士免許（特級、1級、2級）、第一種圧力容器作業主任者機能講習（化学設備・普通）